

おくやみ ハンドブック

甲賀市

ご遺族の方へ

ご親族様のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

死亡届を提出されましたことに伴い必要となります各種手続きをご案内いたします。

市役所での手続きについては書類を作成してご案内いたしますので、封書が届き次第、お手続きをお願いいたします。

令和6年度－令和7年度



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2024年11月発行

発行: 甲賀市 編集・デザイン: 株式会社ジチタイアド

故人のご逝去を悼み、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします

葬儀が終わったら...

どのような**手続**を すればいいかご存知ですか？

ゆっくり時間をかけて相談できます

電話での簡単な相談も可能です

まずは気軽に
ご相談ください

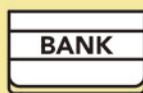
いろいろ聞けて
安心できるわ



まずは **無料個別相談**をご利用ください



不動産の名義変更
(相続登記)



預貯金などの
解約手続



相続不動産の
売却や管理



遺産分割協議



遺言に関する手続



相続放棄

葬儀が終わったら様々な手続が必要です。**期限のある手続**もございます。
事案に応じて、提携している**弁護士**や**税理士**と協同して対応させていただきます。

 **0120-881-831**

365日受付9:00~20:00 / 土日祝・夜間対応 / 出張相談可



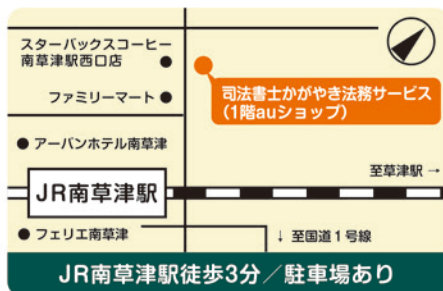
 司法書士かがやき法務サービス

草津市野路町683番地6-203号

LINEで相談



友だち追加して
トーク画面から
ご連絡ください。



目次

■ 地域市民センターのご案内	P1
■ 市役所での手続きチェックリスト	P2～P3
■ 市役所での手続き	P4～P16
■ 市役所以外での主な手続き一覧	P17
■ その他の参考資料	
・ 亡くなられた方の戸籍・住民票等について	P18
・ 空き家を相続される方へ	P19
・ ごみの処理(持込)について	P19
・ 相続登記申請の義務化	P20～P21
・ 家系図	P22

地域市民センターのご案内

一部の手続きを除き、各手続きは以下の地域市民センターでもできます。

土山地域市民センター

〒528-0211 甲賀市土山町北土山1715番地 ☎0748-66-1101

甲賀地域市民センター

〒520-3492 甲賀市甲賀町相模173番地1 ☎0748-88-4101

甲南地域市民センター

〒520-3308 甲賀市甲南町野田810番地 ☎0748-86-4161

信楽地域市民センター

〒529-1851 甲賀市信楽町長野1203番地 ☎0748-82-1121

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な方	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	①印鑑登録をしている	●こうか市民カードまたは印鑑登録証の返納		☐	市民課	4
	②住民基本台帳カード・マイナンバーカードを持っている	●住民基本台帳カード・マイナンバーカードの返納		☐		
健康保険	③国民健康保険に加入している	●国民健康保険資格喪失の届出、国民健康保険関係各種証の返納		☐	保険年金課	5
		●葬祭費の支給申請		☐		
	④後期高齢者医療保険に加入している	●後期高齢者医療資格喪失の届出、後期高齢者医療保険関係各種証の返納		☐		
		●葬祭費の支給申請		☐		
		●保険料の還付申請		☐		
		●後期高齢者医療関係書類の送付先の変更		☐		
		●高額療養費等の支給申請および振込口座の変更		☐		
	※会社等の社会保険に加入している	お勤め先の社会保険担当までお問い合わせください。				
年金	⑤国民年金に加入している(受給開始前)	●死亡一時金、遺族年金、寡婦年金の請求		☐	保険年金課	5
	⑥国民年金を受給している	●遺族年金の請求		☐		6
		●年金受給者死亡の届出、未支給年金の請求		☐		
	※障害基礎年金、遺族基礎年金の加算額の対象者である	日本年金機構草津年金事務所お客様相談室 ☎077-567-2220にお問い合わせください。				
※共済年金・企業年金・国民年金基金等を受給している	年金証書等に記載されている関係機関へお問い合わせください。					
福祉医療	⑦福祉医療費助成(マル福)を受給している	●資格喪失の届出、福祉医療費受給券・助成券の返納		☐	保険年金課	6
介護保険	⑧65歳以上または介護認定を受けている	●介護保険資格喪失の届出、介護保険証の返納		☐		
		●介護保険にかかる振込先口座の変更		☐		
		●介護保険関係書類の送付先の変更		☐		
		●介護保険関係各種証の返納		☐		
高齢者	⑨緊急通報システムを利用している	●廃止の届出および機器の返却		☐	長寿福祉課	7
	⑩各種高齢者支援事業を利用している	●介護用品購入費助成事業の利用資格喪失の届出、助成券の返納		☐		
		●介護認定者福祉車両運賃助成事業・移送サービス事業・訪問理美容サービス助成事業利用助成券の返納		☐		
税金	⑪市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税等を納めている	●相続人代表者の指定および現所有者の届出		☐	税務課	8
	⑫市内に固定資産(土地・家屋)を所有している	●未登記家屋の名義変更		☐		
バイク・農耕車	⑬125cc以下の原付バイクや農耕車等を所有している	●廃車手続き・名義変更		☐		

区分	手続きが必要な方	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
障がい	⑭自立支援医療受給者証の交付を受けている(更生・育成医療)	●自立支援医療受給者証(更生・育成医療)の返納		☐	障がい福祉課	8
	⑮自立支援医療受給者証の交付を受けている(精神通院)	●自立支援医療受給者証(精神通院)の返納		☐		9
	⑯特別障害者手当、障害児福祉手当等を受給している	●特別障害者手当、障害児福祉手当資格喪失の届出		☐		
	⑰身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している	●障害者手帳の返納		☐		
	⑱特別児童扶養手当の受給者または支給対象児童である	●特別児童扶養手当の受給者受給者死亡の届出および未支払手当の請求		☐	子育て政策課	10
●特別児童扶養手当の支給対象児童資格喪失または額改定の届出			☐			
子ども	⑲児童手当の受給者または支給対象児童である	●児童手当の受給者受給者の変更、未支払手当の請求		☐		
		●児童手当の支給対象児童受給事由消滅または額改定の届出		☐		
	⑳児童扶養手当の受給者または支給対象児童である	●児童扶養手当の受給者受給者死亡の届出、未支払手当の請求		☐		
		●児童扶養手当の支給対象児童資格喪失または額改定の届出		☐		
上下水道	㉑上下水道契約者である	●使用契約者の変更		☐	上下水道総務課	
		●料金支払方法の変更		☐		
		●使用休止等の連絡		☐		
公営住宅	㉒～㉔市営住宅に入居している	●市営住宅入居承継承認の申請		☐	住宅建築課	12 13
		●市営住宅退去の届出		☐		
		●市営住宅入居者家族異動の届出		☐		
	㉕改良住宅に入居している	●改良住宅退去の届出		☐	人権推進課	13
		●改良住宅入居承継承認の申請		☐		
		●改良住宅入居者異動の届出		☐		
	※県営住宅に入居している		滋賀県営住宅管理センター ☎077-510-1500へお問い合わせください。			
音声放送端末機	㉖音声放送端末機を設置している	●音声放送端末機の利用者変更または返却の届出		☐	情報政策課	14
犬	㉗犬を飼っている	●犬の登録事項変更の届出		☐	生活環境課	
浄化槽	㉘浄化槽管理者である	●管理者変更の届出		☐	下水道課	
農地	㉙農地を所有している	●農地の相続等の届出		☐	農業委員会事務局	15
	㉚農業者年金を受給している	●農業者年金受給者死亡の届出		☐		
森林	㉛森林を所有している	●森林の相続等の届出		☐	林業振興課	16
コミュニティバス・タクシー	㉜無料乗車券を保有している	●無料乗車券、無料乗車券利用証明書の返納		☐	公共交通推進課	
し尿汲取り	㉝し尿汲取りを利用している	●廃止または名義変更の手続き		☐	生活環境課	

市役所での手続き

住民登録

① 印鑑登録をしている

手続き・持ち物

- こうか市民カードまたは印鑑登録証(旧町発行のもの)の返納
- ☐ こうか市民カードまたは印鑑登録証

担当課

市民課 市民窓口係 ☎0748-69-2137

期限

- 速やかに

② 住民基本台帳カード・マイナンバーカードを持っている

手続き・持ち物

- 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードの返納
- ☐ 住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード

担当課

市民課 市民窓口係 ☎0748-69-2137

期限

- マイナンバーカードの返納
相続などの手続きで、亡くなられた方のマイナンバー(個人番号)を求められる場合がありますので、それぞれの手続きが終了するまで、お手元に保管しておくことをおすすめします。すべてのお手続きが終了しましたら、窓口に戻納ください。

健康保険

③ 国民健康保険に加入している

手続き・持ち物

- 国民健康保険資格喪失の届出、国民健康保険関係各種証の返納
- ☐ 被保険者証等、限度額適用認定証(対象者のみ)、
特定疾病療養受療証(対象者のみ)
- 葬祭費の支給申請
- ☐ 喪主の方の預金通帳またはキャッシュカード
- ☐ 喪主であることがわかるもの(葬儀の領収書や会葬御礼はがきなど)

担当課

保険年金課 国保年金係 ☎0748-69-2140

期限

- 被保険者証等の返納…速やかに
- 葬祭費の支給申請…葬祭を行った日の翌日から起算して2年以内

④ 後期高齢者医療保険に加入している

手続き・持ち物

- 後期高齢者医療資格喪失の届出、後期高齢者医療保険関係各種証の返納
 - ☐ 被保険者証等、限度額適用認定証(対象者のみ)、
特定疾病療養受療証(対象者のみ)
- 葬祭費の支給申請
 - ☐ 喪主の方の預金通帳またはキャッシュカード
 - ☐ 喪主であることがわかるもの(葬儀の領収書や会葬御礼はがきなど)
- 保険料の還付申請
 - ☐ 申請者(相続人代表者または故人の世帯主)の預金通帳
またはキャッシュカード
- 後期高齢者医療関係書類の送付先変更の届出
- 高額療養費等の支給申請および振込口座の変更
 - ☐ 申請者(相続人代表者)の預金通帳またはキャッシュカード

担当課

保険年金課 後期高齢者医療係 ☎0748-69-2142

期限

- 被保険者証等の返納…速やかに
- 葬祭費の支給申請…葬祭を行った日の翌日から起算して2年以内
- 保険料の還付申請…還付通知送付日の翌日から起算して2年以内
- 後期高齢者医療関係書類の送付先変更の届出…速やかに
- 高額療養費等の支給申請…診療を受けた月の翌月1日から起算して2年以内
- 振込口座の変更…速やかに

年金

⑤ 国民年金に加入している(受給開始前)

手続き・持ち物

- 死亡一時金、遺族年金、寡婦年金の請求
 - ※遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金)、死亡一時金、寡婦年金等の請求ができる場合があります。故人により該当する制度が異なります。制度によっては市の窓口で手続きできません。手続きに必要な持ち物や請求できる方、請求窓口については、後日郵便で案内します。お急ぎの場合は電話でお問い合わせください。

担当課・ 受付窓口

保険年金課 国保年金係 ☎0748-69-2140
日本年金機構草津年金事務所お客様相談室 ☎077-567-2220

期限

- 死亡一時金、遺族年金、寡婦年金の請求…速やかに
(時効の期限)死亡一時金……2年 遺族基礎・遺族厚生年金…5年
寡婦年金の請求…5年

⑥ 国民年金を受給している

手続き・持ち物

● 年金受給者死亡の届出、未支給年金の請求

※ 受給要件に該当する遺族の方は遺族年金を請求できる場合があります。
年金の種別によっては、市の窓口で手続きできません。手続きに必要な
持ち物や請求できる方、請求窓口については、後日郵便で案内します。
お急ぎの場合は電話でお問い合わせください。

担当課・ 受付窓口

保険年金課 国保年金係 ☎0748-69-2140
日本年金機構草津年金事務所お客様相談室 ☎077-567-2220

期限

● 年金受給者死亡届出、未支給年金の請求…速やかに (時効の期限) 未支給分の申請…5年

福祉医療

⑦ 福祉医療費助成(マル福)を受給している

手続き・持ち物

● 資格喪失の届出、福祉医療費受給券・助成券の返納 ☐ 受給券・助成券

担当課

保険年金課 後期高齢者医療係 ☎0748-69-2142

期限

● 速やかに

介護保険

⑧ 65歳以上または介護認定を受けている

手続き・持ち物

- 介護保険資格喪失の届出、介護保険証の返納
☐ 被保険者証
- 介護保険にかかる振込先口座変更の届出
☐ 法定相続人の方の預金通帳またはキャッシュカード
- 介護保険関係書類の送付先変更の届出
- 介護保険関係各種証の返納(お持ちの場合のみ)
☐ 介護保険負担割合証、負担限度額認定証、
社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

担当課

長寿福祉課 介護保険係 ☎0748-69-2166

期限

● 被保険者証の返納…亡くなる前に利用されていた介護サービスの精算が 終わりしだい速やかに

不動産のご相談、承ります。

有限会社富士コーポレーションは、
故人が遺した大切な不動産を、専門家の手で未来に繋げるお手伝いをします。
土地活用のご相談など、心を込めてサポートします。

宅地建物取引業 滋賀県知事(6)第2684号 甲賀市空き家バンク登録業者
有限会社 富士コーポレーション 賃貸物件管理 / 仲介(賃貸・売買) / 分譲地開発

感謝

店舗情報



有限会社富士コーポレーション
528-0033
滋賀県甲賀市水口町綾野 3-31
TEL 0748-62-1128
FAX 0748-62-1127
<https://www.fu-ji.co.jp>



高齢者

⑨ 緊急通報システムを利用している

手続き・持ち物

- 廃止の届出および機器の返却

- ☐ 機器本体、コンセント、ペンダントの返却

※ご家族で機器本体の取り外しができるようにであれば、取り外して窓口へ持参ください。取り外しが難しい場合は業者を手配しますので下記担当課までご連絡ください。

※ペンダントは機器本体とセットで貸与しております。紛失された場合は下記までご連絡ください。

担当課

長寿福祉課 高齢者支援係 ☎0748-69-2164

期限

- 届出および機器の返却…速やかに

⑩ 各種高齢者支援事業を利用している

手続き・持ち物

- 介護用品購入費助成事業(通称:おむつ券)

- ☐ 利用資格喪失の届出、助成券の返納

- 介護認定者福祉車両運賃助成事業・移送サービス事業・訪問理美容サービス助成事業(通称:タクシー券)

- ☐ 助成券の返納

担当課

長寿福祉課 高齢者支援係 ☎0748-69-2164

期限

- 届出、助成券の返納…速やかに

税金

⑪ 市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税等を納めている

手続き・持ち物

- 相続人代表者指定届出書兼現所有(代表)者申告書

- 納税義務(代表)者届

- ☐ 本人確認書類

- ☐ 印鑑(認印)

担当課

税務課 収納推進係 ☎0748-69-2130

期限

- 速やかに



葬儀は最後のお別れの大事な式です
自分の想像する式を前もって準備をしませんか？

**JAこうか やすらぎセンターが
心を込めてお手伝いします**

事前相談
見積もり
いたします

会葬者の人数やお葬儀の“かたち”に合わせてご提案



小規模から様々な人数に
対応できます

JAホールでのお葬式



小規模から様々な人数に
対応できます

甲賀斎苑でのお葬式

※甲賀斎苑は、甲賀市の火葬場施設です



25名程度に最適

JAホールロビーでのお葬式



10名までのお葬式

JAホール和室でのお葬式

※上記、各プランのお写真はイメージです。

まずは、お問い合わせください

年中無休

24時間
対応

JAこうか やすらぎセンター

☎0748-63-7300

甲賀市水口町水口6111-1 FAX.0748-65-3060

⑫市内に固定資産(土地・家屋)を所有している

手続き・持ち物

●未登記家屋の名義変更

☐ 遺産分割協議書の写し(相続の場合)

☐ 売買契約書の写し(売買の場合)

※相続登記は法務局で手続きが必要です。

担当課

税務課 資産税係 ☎0748-69-2129

期限

●速やかに

バイク・農耕車

⑬125cc以下の原付バイクや農耕車等を所有している

手続き・持ち物

●廃車もしくは名義変更

☐ 来庁される方の本人確認書類

☐ 手続きいただく方が死亡者と別世帯であり、納税管理人・
相続人代表者以外の場合は、納税管理人・相続人代表者の委任状

☐ ナンバープレート(廃車の場合)

※ナンバープレートを紛失されている場合は弁償金をいただきます。

担当課

税務課 市民税係 ☎0748-69-2128

期限

●速やかに

障がい

⑭自立支援医療受給者証の交付を受けている(更生・育成医療)

手続き・持ち物

●自立支援医療受給者証(更生・育成医療)の返納

☐ 自立支援医療受給者証(更生・育成医療)

担当課

障がい福祉課 施策推進係 ☎0748-69-2161

期限

●速やかに

⑮ 自立支援医療受給者証の交付を受けている(精神通院)

手続き・持ち物

● 自立支援医療受給者証(精神通院)の返納

- ☐ 自立支援医療受給者証(精神通院)
- ☐ 自立支援医療受給者証返納届(精神通院)

担当課

障がい福祉課 相談支援係 ☎0748-69-2162

期限

● 速やかに

⑯ 特別障害者手当、障害児福祉手当等を受給している

手続き・持ち物

● 特別障害者手当、障害児福祉手当資格喪失の届出

- ☐ 受給資格者死亡届
- ☐ 印鑑(認印)

● 未払い金がある場合

- ☐ 未支払特別障害者手当等請求書
- ☐ 未払い金交付請求者の口座の通帳

※手当未支払金の交付請求ができるのは、死亡当時に受給者本人と生計を同じくしていた方であって、優先順位は原則として
(1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母または兄弟姉妹です。

担当課

障がい福祉課 相談支援係 ☎0748-69-2162

期限

● 速やかに

⑰ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している

手続き・持ち物

● 各種障害者手帳の返納

- ☐ 障害者手帳
- ☐ 印鑑(認印)
- ☐ 申請書(返納の届出)

担当課

障がい福祉課 施策推進係 ☎0748-69-2161

期限

● 速やかに

⑮ 特別児童扶養手当の受給者または支給対象児童である

手続き・持ち物

受給者が亡くなられた場合

● 受給者死亡の届出および未支払手当の請求

□ 児童の通帳またはキャッシュカード

□ 届出者の本人確認書類

● これから児童を養育する方の新規認定請求

※お問い合わせください

児童が亡くなられた場合

● 資格喪失または額改定の届出

□ 届出者の本人確認書類

※受給状況により必要な手続きが異なる場合があります。

担当課

子育て政策課 子育て政策係 ☎0748-69-2176

期限

● 亡くなられた日の翌日から14日以内

子ども

⑯ 児童手当の受給者または支給対象児童である

手続き・持ち物

受給者が亡くなられた場合

● 未支払手当の請求

□ 児童の通帳またはキャッシュカード

● これから児童を養育する方の新規認定請求

□ 請求者の通帳またはキャッシュカード

□ 請求者の本人確認書類

□ 請求者の番号確認書類

児童が亡くなられた場合

● 資格喪失または額改定の届出

□ 届出者の本人確認書類

※受給状況により必要な手続きが異なる場合があります。

担当課

子育て政策課 子育て政策係 ☎0748-69-2176

期限

● 亡くなられた日の翌日から15日以内

まごころを こめて

その人の人生を映しだし、心に深く刻み込まれる

仏事の一切を真心こめてお世話させていただきます。



一級葬祭ディレクター

担当として1人つきますので、お客様のご要望に沿った葬儀の対応が可能です。180名まで収容可能なので、小さなお葬式や大きなお葬式のお通夜から告別式までお手伝いします。

新型コロナ
ウイルスの
感染予防対策中



● パールホールではご予算に応じて、選べる葬儀プランを御用意しております



蘭コース

葬儀備品セット、布張棺、白木経机×1、
花束×1、中陰飾り一式、骨箱

- ◆ 通夜の午後4時より葬儀式午後4時までのホール使用
- ◆ 自宅からホールまでの霊柩車
- ◆ 2日間司会および進行
- ◆ 湯灌サービス



一部花祭壇



花祭壇

24時間寝台車稼働

手続代行
(死亡届・火葬葬許可証取得代行
・霊柩車 など)

生花・盛籠
(生花デザイン、式場設営、造園、
造花、果物盛籠 など)

写真・印刷物
(個人肖像写真、通知状、お礼状、
式次第 など)

葬儀備品 セット

仏衣小物セット、わら草履×1、位牌×2、七本塔婆、白木膳×2、土器×4、四つ茶碗、回向帳×1、会葬者芳名録×3、香典帳×3、香炭×1、抹香×1、巻線香×1、
さらし×1、12時間ボーディプ×1、事務用品セット、金封×5、印刷金封×10、鳳凰台付×1、鳳凰台なし×1

お問い合わせはこちらまで。お気軽にお電話ください

TEL 0748-88-2069

FAX 0748-88-3460

年中無休・24時間対応

HPは
こちら



有限会社パール

〒520-3426 甲賀市甲賀町田堵野923



駐車場
約100台

葬儀会館までのご案内

- JR草津線甲賀駅南口下車 徒歩5分
- 名阪国道 上柘植ICから約15分

- 新名神高速道路 甲南IC、甲賀土山ICから約15分

②0 児童扶養手当の受給者または支給対象児童である

手続き・持ち物

受給者が亡くなられた場合

●受給者死亡の届出および未支払手当の請求

- ☐ 児童扶養手当証書
- ☐ 児童の通帳またはキャッシュカード
- ☐ 届出者の本人確認書類

児童が亡くなられた場合

●資格喪失または額改定の届出

- ☐ 児童扶養手当証書
- ☐ 届出者の本人確認書類

※受給状況により必要な手続きが異なる場合があります。

担当課

子育て政策課 子育て政策係 ☎0748-69-2176

期限

●亡くなられた日の翌日から14日以内

上下水道

②1 上下水道契約者である

手続き・持ち物

●使用契約者の変更

- ☐ 水道名義変更届
(上下水道料金お客様センターに新たな使用者が記入して提出)

●料金支払方法の変更

- ☐ 水道名義変更届(上下水道料金お客様センターに提出)
・使用者を変更するが口座引落とし先に変更がない場合は、支払い方法欄の
口座振替引継ぎに○をつけ提出
・使用者を変更し、かつ口座引落とし先も変更する場合は、水道名義変更届を
提出したうえで、金融機関に「甲賀市税等口座振替申込書」を提出

●使用休止等の連絡

- ☐ 水道閉栓届(上下水道料金お客様センターに提出)
※下水道を使用されている方については、上水道の手続きをもって
下水道も同様の扱いとさせていただきます。
※上記の手続きについてのお問い合わせ先は、
甲賀市上下水道料金お客様センター
☎0748-69-2224、FAX0748-69-2297

担当課

上下水道総務課 料金管理係 ☎0748-69-2223

期限

●変更が生じた場合は速やかに

ご遺族メモ

公営住宅

②市営住宅に入居している → 継承する場合

手続き・持ち物

●名義人の変更

- ①市営住宅入居承継承認申請書
- ②市営住宅入居者家族異動届
- ③市営住宅入居誓約書
- ④緊急連絡先届
- ⑤課税あるいは非課税証明書(18歳以上の入居者全員分)
- ⑥税の滞納が無いことの証明書
- ⑦市営住宅駐車場明渡届
(駐車場の使用契約をされている方が駐車場を使用しなくなる時)
※上記⑤以外の様式は、住宅建築課窓口でお渡しします。
※書類の審査結果によっては、承継できない場合があります。
承継ができていない状態で市営住宅に住み続けると、
退去明渡の対象となる場合があります。

担当課

住宅建築課 公営住宅係 ☎0748-69-2212

期限

●名義人の死亡後速やかに

③市営住宅に入居している → 退去する場合

手続き・持ち物

●退去の手続き

- 様式は、住宅建築課窓口でお渡しします。
- ①市営住宅退去届
 - ②残存家財等処分に対する同意書
 - ③市営住宅使用料・敷金還付振込み依頼書
 - ④市営住宅駐車場明渡届
(駐車場の使用契約をされている方が駐車場を使用しなくなる時)
※書類提出後、住宅内の片づけを行い、室内には何も無い状態にしてください。
※職員と退去者で宅内の確認検査を行い、カギを返却してください。
※住宅のカギが返却された日が退去日となり、家賃はこの日までかかります。
(駐車場を契約されている方は、駐車料も同様。)
※退去に際して必要な事項は、事前に連絡をいただいた時に
詳細について説明を行います。

担当課

住宅建築課 公営住宅係 ☎0748-69-2212

期限

- 書類の提出は、退去前に提出してください。
- 退去を決めてから、概ね3か月から半年程度。
ただし、退去確認するまで、家賃はかかり続けます。

②④ 市営住宅に入居している → 名義人以外の家族で異動があった場合

手続き・持ち物

- 家族の異動(名義人以外の家族の死亡による異動)

以下様式は、住宅建築課窓口でお渡しします。

- ① 市営住宅入居者家族異動届

- ② 市営住宅減免申請書

※市営住宅の家賃額は、入居者の人数によって変動することがあります。

ただし、入居世帯の状況によっては、家族数が減っても家賃額が変動しないこともありますので、必ず減額されるとは限りません。

担当課

住宅建築課 公営住宅係 ☎0748-69-2212

期限

- 入居家族の死亡後、速やかに

②⑤ 改良住宅に入居している

手続き・持ち物

- 住宅名義人が亡くなられて、今後居住者がおられない場合

- ・改良住宅退去届

- 住宅名義人が亡くなられて、同居者が新たに名義人になる場合

- ・改良住宅入居承継承認申請書

- 住宅名義人でない入居者が亡くなった場合

- ・改良住宅入居者異動届

担当課

人権推進課 人権政策係 ☎0748-69-2148

期限

- 退去:退去の30日前まで

- 承継:お亡くなりになった日から15日以内

- 異動:速やかに

音声放送端末機

②6 音声放送端末機を設置している

手続き

亡くなられた方が利用者(世帯主)の場合

● 音声放送端末機の利用者変更の届出

※ご利用されない場合は、返却の届出が必要です。

担当課

情報政策課 情報基盤整備推進係 ☎0748-69-2112

犬

②7 犬を飼っている

手続き・持ち物

● 犬の登録事項変更の届出

☐ 犬鑑札

☐ 愛犬カード

担当課

生活環境課 生活環境係 ☎0748-69-2145

期限

● 新所有者になった日から30日以内

浄化槽

②8 浄化槽管理者である

手続き・持ち物

● 浄化槽管理者の変更

☐ 浄化槽管理者変更報告書(2部)

※浄化槽を使用しない場合は、別の手続きが必要です。

担当課

下水道課 計画普及係 ☎0748-69-2228

期限

● 変更があった日から30日以内

農地

②9 農地を所有している

手続き・持ち物

● 農地の相続等の届出

- ☐ 農地法第3条の3の規定による届出書
- ☐ 登記事項証明書の写しまたは登記完了書の写し
(相続による権利の取得を証明する書類)

担当課

甲賀市農業委員会事務局 農地係 ☎0748-69-2263

期限

- 権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内

③0 農業者年金を受給している

手続き・持ち物

● 農業者年金死亡届

- ☐ 農業者年金被保険者証または農業者年金証書
(紛失の場合は申し出ください)
- ☐ 亡くなられた方の死亡日を明らかにすることができる書類
(戸籍謄本・住民票(除票)など)
- ☐ 窓口に来られた方の本人確認ができるもの
(運転免許証・マイナンバーカードなど)
※未支給年金や、死亡一時金が請求できる場合、請求できる方によって
必要な書類が異なります。

担当課

最寄りのJA各支所
または農業委員会事務局 農政係 ☎0748-69-2262

期限

- 10日以内(住所地のJAを経由して農業者年金基金へ提出)

森林

③① 森林を所有している

手続き・持ち物

● 森林を相続した場合

- ☐ 森林の土地の所有者届出書
- ☐ その森林の土地の位置を示す地図・図面
(任意の地図等到大まかな位置を記入してください)
- ☐ その森林の土地の登記事項証明書(写しでも可)、相続分割協議の目録など土地の権利を取得したことが分かる書類

※届出をしない場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

担当課

林業振興課 林業振興係 ☎0748-69-2197

期限

● 所有者となった日から90日以内

(相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出が必要)

コミュニティバス・コミュニティタクシー

③② 無料乗車券を保有している

手続き・持ち物

● 無料乗車券の返納

- ☐ 無料乗車券
- ☐ 無料乗車券利用者証明書(高齢者の方)

担当課

公共交通推進課 ☎0748-69-2215

期限

● 速やかに

し尿汲取り

③③ し尿汲取りを利用している

手続き・持ち物

● 廃止または名義変更の手続き

担当課

生活環境課 生活環境係 ☎0748-69-2145

期限

● 速やかに

ご遺族メモ

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先
生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
預貯金口座	相続手続き		☐	各金融機関等
株式等	名義変更		☐	各証券会社等
遺言書	検認・開封		☐	大津家庭裁判所 家事受付係 ☎077-503-8151
固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社等
インターネット・ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社等
NHK受信料	名義変更・解約		☐	☎0120-151515
電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	各契約会社等
新聞の購読	名義変更・解約		☐	各新聞販売店
運転免許証	返納		☐	甲賀警察署 甲賀市水口町水口6026 ☎0748-62-4155
在留カード・特別永住者証明書	返納		☐	出入国在留管理庁 ☎03-3580-4111
軽自動車	名義変更・廃車等		☐	軽自動車検査協会 滋賀事務所 守山市木浜町2298番地3 ☎050-3816-1843
普通自動車	税金に関する手続き		☐	滋賀県自動車税事務所 守山市木浜町2298番地2 ☎077-585-7288
	名義変更・廃車等		☐	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298番地5 ☎050-5540-2064
バイク(125cc超)	名義変更・廃車等		☐	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298番地5 ☎050-5540-2064
パスポート	返納		☐	滋賀県パスポートセンター 大津市におの浜一丁目1番20号 ☎077-527-3323
クレジットカード	解約		☐	各契約会社等
不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	大津地方法務局 甲賀支局 甲賀市水口町水口5655 ☎0748-62-0259
国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	水口税務署 甲賀市水口町水口5587-3 ☎0748-62-0314
国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払い場所または 証券保険証書に記載の郵便局
特別弔慰金国庫債券受領者	記名変更・相続人受領		☐	償還金支払い場所(郵便局)
恩給受給者	失権届出		☐	総務省 政策統括官(恩給担当) ☎03-5273-1400
援護年金受給者	失権届出		☐	厚生労働省 社会・援護局 援護・業務課 ☎03-5253-1111

ご遺族メモ

その他の参考資料

亡くなられた方の戸籍・住民票等について

- ◆死亡届出後、死亡の記載が反映されるまで約1週間程度かかります。他の市区町村へ届け出された場合は、約2週間程度かかります。(届書の内容によって日数は前後します。ご了承ください。)
- ◆住民票除票や除籍謄本はコンビニでは発行できません。

共通事項

- ①住民票の写しや戸籍謄本等の請求時には、請求者(窓口に来られる方)の本人確認が必要です。公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類をご持参ください。(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- ②代理人からの請求の際には、委任状が必要です。

住民票(除票)

- 亡くなられた方の住民票除票に、マイナンバー(個人番号)と住民票コードの表示はできません。
- 請求できる方は、相続人および利害関係人で、正当な理由(使用目的)がある方です。
- 亡くなられた方と請求者の続柄が、甲賀市の戸籍で確認できない場合は、相続人や利害関係人であることがわかる書類(戸籍謄本等)の提示が必要です。
- 記載する事項(本籍、続柄等)は、あらかじめ提出先にご確認ください。

戸籍謄本等

- 戸籍は、本籍地以外の窓口でも交付できます。なお、甲賀市に本籍がある分についてはオンライン申請できます。
- 請求できる方は、配偶者、直系血族(親、子、孫など)です。
- 出生から死亡までの間のどの部分が必要か、あらかじめ提出先にご確認ください。
例:「出生から死亡までの連続した戸籍」「死亡の記載のある戸籍」など

死亡届の写し

- 特別な理由がある場合(法令で認められた使用目的)のみ請求できます。
遺族年金、郵便局の簡易生命保険金(民営化前の契約で保険金額が100万円を超えるもの)の請求など
- 請求できる方は、利害関係者で保険金受取人となる方です。
- 年金証書、簡易生命保険証書などの提示が必要です。
- 会社への提出、民間の保険会社の手続きのための交付はできません。
医療機関へ死亡診断書をご請求ください。

お問い合わせ

●市民課

☎0748-69-2138 FAX 0748-65-6338

Mail koka10201000@city.koka.lg.jp

空き家を相続される方へ

個人の財産である建物や土地は、たとえ登記の手続きがされていなくても、相続人が責任をもって適正に管理する義務があります。名義が変更されていないと、売買や賃貸をする際に契約ができないため、速やかに登記手続きを行いましょう。

また、建物は、使わないと想像以上に早く傷んでしまいます。

瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりするなどして、他人が怪我をしたり、家や車に被害が及んだりした場合、損害賠償責任が問われる可能性がありますので、定期的に風通しや補修するなどの管理をお願いします。

甲賀市では、空き家所有者と空き家の活用希望者とのマッチングを進める甲賀市空き家バンク制度がありますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口

●住宅建築課 空家対策室

☎0748-69-2214 FAX 0748-63-4601

Mail koka10405000@city.koka.lg.jp

ごみの処理(持込)について

燃えないごみ(燃えない粗大ごみ、資源ごみ)

エコステーション(3か所)、不燃物処理場(5か所)がありますので、分別してお持ち込みください。各施設によって搬入できる品目が異なります。

施設名	住所	電話番号
水口エコステーション	水口町伴中山236番地1	☎0748-65-0123
甲南・甲賀エコステーション	甲南町野尻460番地17	☎0748-86-2601
信楽エコステーション	信楽町勅旨1982番地1	☎0748-83-1198
水口不燃物処理場	水口町水口6503番地1	☎0748-63-3953
土山不燃物処理場	土山町南土山甲976番地1	☎0748-66-1140
甲賀不燃物処理場	甲賀町上野127番地	☎0748-88-2392
甲南不燃物処理場 ※草木のみ	甲南町竜法師1806番地	☎0748-86-5195
信楽不燃物処理場 ※草木のみ	信楽町長野1423番地8	☎0748-82-3381

燃えるごみ

甲賀広域行政組合衛生センターに搬入してください。

大型燃えるごみの搬入には、前日までに申し込みが必要です。詳しくは、衛生センターへお問い合わせください。

お問い合わせ

●甲賀広域行政組合衛生センター

甲賀市水口町水口6677番地

☎0748-62-5454

備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました！



Q 1 知りませんでした！ 不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されたのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Q 2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

Q 3 義務化が始まったのは、いつからですか？ それより前に相続した不動産は対象になりますか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まりました。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？ 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で**早めに遺産分割の話し合い**を行い、不動産を取得することとなった場合には、その結果に基づいて法務局に、**相続登記をする必要**があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という簡便な手続（※）を法務局ですることによって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告登記の手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話し合い
がまとまった



遺産分割の結果に基づく相続登記
不動産の相続を知った日から3年以内に必要(※)

早期に遺産分割を
することが困難



相続人申告登記
不動産の相続を知った日から3年以内に必要(※)

※令和6年4月1日より前に相続で取得したことを知った不動産は、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

Q 5 早めの対応が必要なのですね。相続登記について不明な点があれば、どこに相談すれば良いのですか？

お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である**司法書士・司法書士会**等に、ご相談ください。

法務省では、新制度を紹介する**マンガ**や、相続登記の手続を案内する**ハンドブック**も、提供しています。

法務省・法務局の名称を
不正に使用した勧誘や
架空請求などに
ご注意ください



詳しくは、こちらの
法務省ホームページ
をご覧ください。▶



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

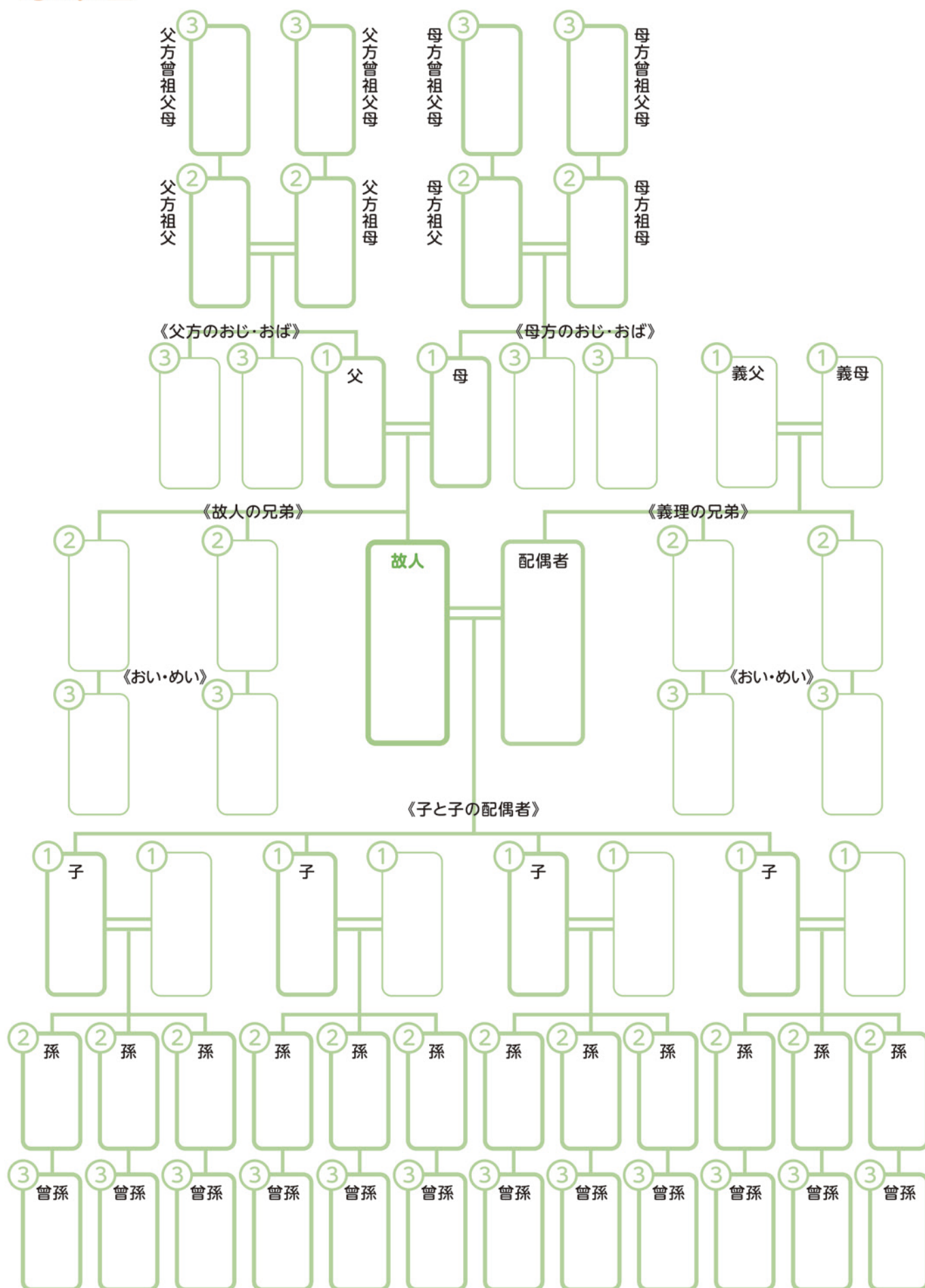
2024年5月版



法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

家系図

※数字は親等数



無料相談
対応

石部駅前の司法書士・行政書士事務所です

令和6年4月1日から相続登記が罰則付きで義務化されました。
過去の相続であっても、相続登記がされていなければ義務化の対象です。
便利な新制度等、知らずに放置すれば不利益が生じることがあります。



安心して相続のことをご相談ください

相続のこと、不安はありませんか？という風に進めればよいか、
放っておくとどんな問題があるのか、お気軽にお問い合わせください。

こんな悩みはありませんか？

当事務所では、主に、相続、遺言、生前贈与、事業承継、民事信託（家族信託）等を
中心に業務を行っております。

point
1

相談や書面作成の 費用が心配

ご相談は無料で行っております。
書類の作成等を行う際、報酬を
請求させていただきますが、事前
に、概算費用をお伝えしております。

point
2

しっかり話を聞いて もらえるか心配

相談が複数回に及んだ場合であ
っても相談は無料です。安心して
ご依頼いただけるよう、時間を惜
しまずお話を伺いいたします。

point
3

相続のことが よく分からない

分かりづらい相続等の手続きを、
できるだけ簡単に説明できるよう
努めております。分かるまでご説明
いたします。

相談回数が多い場合は、事前にご説明の上、相談料をお願いする場合がございます。また、相談に出張に伴う場合、出張料をお願いする場合がございます。



高杉司法書士・行政書士事務所

☎0748-78-0711

平日9:00~20:00

✉ info@takasugim.com

※ご予約等がない場合は、帰宅、外出していることがあります。
※土日祝日の対応についてはご相談ください。

住所 湖南市石部西三丁目7番2号101

石部駅ロータリーに面した茶色のビルの1階



HPは
こちらから

youtuberは
こちらから



高杉司法書士・行政書士事務所 🔍 検索

駐車場有

出張可能



「相続」は、一步間違えると
今まで仲の良かった家族や親戚が裁判の相手になることも。
杉本総合会計は、そんなお客様の相続のお悩みに寄り添いながら、
ご親族で末永く仲良く暮らしていただくための
「相続対策」をサポートさせていただきます。

「相続対策」には**2つの意味**があります。

一つ目は「**相続**」そのものの対策です。

相続される財産や債務には何があるか？相続人は誰か？また誰が何を相続すべきか。
杉本総合会計ではご依頼人の現状をお聞きし、ご親族が末永く仲良く暮らすために
ご依頼人と一緒に対策案を検討させていただきます。

場合によっては、弁護士、司法書士、行政書士といったエキスパートとタッグを組み
対応していきます。

二つ目は「**相続税**」対策です。

基礎控除額以下の財産の場合は、申告も相続税の支払も不要です。
逆に多額の財産をお持ちの場合、高額な相続税が発生します。
現預金や生命保険などは金額が明瞭なので把握しやすいのですが、
土地や建物といった不動産や会社の自社株などは独特の評価方法になり、
金額の予想が難しいことも多々あります。

杉本総合会計では「相続税簡易試算」といった業務をはじめ、生前贈与、資産活用、
生命保険の活用なども含めたトータルの相続税対策をご提案し、支援いたします。



杉本総合会計

【代表者】杉本浩志
【開業】2006年(平成18年)6月1日
【従業員数】税理士1名含む計9名
【相続税申告実績】
相続税申告件数は33件。
相続の相談・相続税の試算件数は60件以上。
2023年の受注件数は5件



すぎもと ひろし
当事務所所長 **杉本 浩志**
一般社団法人相続支援協会理事長も兼任

「相続でお悩みの皆様へ」
相続対策はお済みですか？

まずはお気軽にご相談ください。

**無料
相談会**
随時実施

杉本総合会計 ☎ **077-552-6185**

